

# 平成28年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	39	府省庁名	国土交通省
対象税目	個人住民税 <u>法人住民税</u> <u>事業税</u> 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）		
要望項目名	一時差異等調整引当額についての所要の措置		
要望内容（概要）	<p>・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要）</p> <p>投資法人等の課税の特例規定（導管性要件を満たした場合には、支払配当を損金算入できる特例規定）</p> <p>・ 特例措置の内容</p> <p>「純資産控除項目」に係る一時差異等調整引当額の増減額に相当する額は、判定式の分母での調整の対象外とすること。</p>		
関係条文	租税特別措置法 67 条の 15 等		
減収見込額	[初年度] - ( ▲33,549 )	[平年度] - ( ▲33,549 )	(単位：百万円)
減収見込額	[改正増減収額] -		
要望理由	<p>(1) 政策目的</p> <p>導管性要件に係る判定式を見直すことによって、投資法人の導管性を確保し、不動産証券化市場の活性化を図る。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>平成 27 年度税制改正においては、投資法人の利益超過分配のうち「一時差異等調整引当額」として利益処分に充当したものについては、税務上も配当と取扱うことにより、税会不一致等に係る課題が解消。</p> <p>導管性要件に係る判定式について、「所得超過税会不一致」が生じ、一時差異等調整引当額として利益処分に充当した場合、判定式の分子である（税務上の）配当等が追加的に増加することになり、これに併せて、分母を調整（利益超過配当を加算）することとされている。</p> <p>一方、繰延ヘッジ損失等の「純資産控除項目」が生じ、一時差異等調整引当額として利益処分に充当した場合、「所得超過税会不一致」と同様に分母を調整してしまうと、導管性要件を満たさなくなるおそれがあり、その対応を図るため投資法人の活動が制約されるおそれ。</p> <p>不動産証券化市場の活性化を図る観点から、投資法人の活動の制約を解消するため、「純資産控除項目」に係る一時差異等調整引当額の増減額に相当する額は、判定式の分母での調整の対象外とする措置が必要。</p>		
本要望に対応する縮減案	なし		

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	<ul style="list-style-type: none"> <li>・経済財政運営と改革の基本方針 2015 (平成27年6月30日閣議決定) (抜粋) 「不動産証券化手法の活用により、土地取引、民間開発事業の円滑な推進を図る。」</li> <li>・日本再興戦略 改訂 2015 (平成27年6月30日閣議決定) (抜粋) 「不動産投資市場の商品・資金供給の担い手の多様化を図り、不動産投資市場の持続的な成長を実現するため、成長目標とその達成に向けた政策を取りまとめる」</li> </ul> 政策目標 9 「市場の環境整備、産業の生産性向上、消費者利益の保護」 施策目標 3 1 「不動産市場の整備や適正な土地利用のための条件整備を推進する」 に包含
	政策の達成目標	投資法人の活動の制約を解消し、不動産証券化市場の活性化を図ること。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	恒久措置とする。
	同上の期間中の達成目標	(政策の達成目標と同じ)
	政策目標の達成状況	現行制度上、繰延ヘッジ損失等の「純資産控除項目」が生じる場合、投資法人の活動が制約されるおそれがある。
有効性	要望の措置の適用見込み	投資法人のうち、繰延ヘッジ損失等の「純資産控除項目」が生じる法人において、適用される見込み。
	要望の措置の効果見込み (手段としての有効性)	本措置により、投資法人の導管性が確保されるため、不動産証券化市場の活性化につながる。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	なし
	予算上の措置等の要求内容及び金額	なし
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	本措置により、投資法人の導管性が確保されるため、不動産証券化市場の活性化につながることから、本措置は妥当である。また、本措置は、税に係る問題に対処するものであり、税制でしか措置することができない。
ページ		39—2

<p>税負担軽減措置等の適用実績</p>	<p>上場投資法人の支払配当損金算入制度の適用実績：53 法人（27 年 7 月末）</p>										
<p>「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績</p>	<table border="1"> <tr> <td>平成 25 年度 (千円)</td> <td>道府県民税</td> <td>事業税</td> <td>市町村民税</td> <td>地方法人特別税</td> </tr> <tr> <td>投資法人</td> <td>3,241,669</td> <td>12,338,674</td> <td>7,974,507</td> <td>9,994,326</td> </tr> </table>	平成 25 年度 (千円)	道府県民税	事業税	市町村民税	地方法人特別税	投資法人	3,241,669	12,338,674	7,974,507	9,994,326
平成 25 年度 (千円)	道府県民税	事業税	市町村民税	地方法人特別税							
投資法人	3,241,669	12,338,674	7,974,507	9,994,326							
<p>税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）</p>	<p>投資法人等の支払配当損金算入制度により、ビークル段階で法人税課税をほぼ受けないことが実現され、投資家による不動産証券化市場へのリスクマネーの供給促進につながっている。</p>										
<p>前回要望時の達成目標</p>	<p>なし</p>										
<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>なし</p>										
<p>これまでの要望経緯</p>	<p>平成 20 年度改正で機関投資家要件の拡充が行われた。  平成 21 年度改正で 90%超配当支払要件等の拡充が行われた。  平成 23 年度改正で国内 50%超募集要件の見直しが行われた。  平成 25 年度改正で買換特例圧縮積立金制度が導入された。  平成 26 年度改正で導管性判定式について一定の手当がされた。  平成 27 年度改正で「税会不一致」問題解消等の手当がされた。</p>										
<p>ページ</p>	<p>39—3</p>										